

権利擁護部会について

1 設立趣旨

* 地域における障害者を様々な権利侵害から守るための仕組みづくりについて検討する。

2 部会員構成

* 別紙のとおり

3 令和2年度の取り組み

(1) 実施事項

- ① 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から、必要に応じて開催するようにしていたが、部会の開催を行えなかった。
- ② 令和2年度末の委員改選時期に際し、権利擁護部会の在り方を検討。
 - ・ これまで部会の主な協議事項は、障害者虐待防止に向けた仕組みの構築、障害者差別事例の情報共有及び障害者差別を含めた権利擁護全般の普及啓発の検討であった。
 - ・ 平成31年2月に障害者差別解消支援協議会を設置したことにより、障害者差別の事例検討や普及啓発は同協議会にて、今後は行うようにする。
 - ・ 権利擁護部会としては、障害者虐待防止に向けた仕組みの構築及び普及啓発の検討を虐待事案の検討について主に協議を行うようにし、より部会の機動性を高め、専門的な見地に基づく意見の聞取りの機会を増やすために、部会の委員数を縮小した。

4 障害者差別解消支援地域協議会との関係

* 権利擁護部会において協議する事項については、必要に応じて障害者差別解消支援地域協議会と連携して取り組んでいくものとする。

5 令和3年度協議事項及びスケジュール（案）

(1) 協議事項

- ① 虐待防止に関する普及啓発、虐待事例の情報共有及び検証
- ② 成年後見制度・日常生活支援事業の利活用に向けた方策の検討

(2) スケジュール

- ① 虐待事例の情報共有および検証のため、2～3ヶ月に1回のペースで部会を開催
- ② 年度末に実施予定の虐待防止に関する普及啓発事業の検討